

年金 1 (問題)

【第 I 部】

問題 1. (1) ~ (6) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。 (計 26 点)

(1) 確定給付企業年金に関して、次の (ア) ~ (エ) に適切な語句を入力しなさい。 (4 点)

通知「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈)」

第 3 給付の額に関する事項

1 給付の額は、法第 3 2 条第 2 項において「加入者期間又は当該加入者期間における給与の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なもの」により算定されたものでなければならず、かつ、「特定の者について不当に差別的なものであってはならない」と規定されているところであるが、その取扱いは次のとおりとすること。

- ① 給付の額は、 に応じて算定されるものであり、原則として、 が長くなるにもかかわらず給付の額が減少するものであってはならないこと。このため、障害給付金であっても、若年者に支給する額は年長者に支給する額に比して過大なものとならないこと。
- ② 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。
- ③ 制度の目的が であることに鑑み、資格喪失事由や資格喪失時の年齢等により給付の額に格差を設ける場合においても、給付の額の格差が過大であること、 の給付の額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはならないこと。また、給付の額の算定方法に規則第 2 5 条第 2 号の方法に基づく上限の設定が含まれている場合においても、 の給付の額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはならないこと。

(2) 確定拠出年金に関して、次の (ア) ~ (エ) に適切な語句あるいは数値を入力しなさい。

(4 点)

○確定拠出年金法

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人がにおいて運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

○確定拠出年金法施行規則

(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

第四条 令第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 年金たる老齢給付金

イ~ロ (略)

ハ 給付の額(ホ及びチの規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、に相当する額を下回らないものであること(請求日において、個人別管理資産(当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)について、保険又は共済の契約であってを支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。二において同じ。)

ニ~チ (略)

二 (略)

2 (略)

付企業年金に拠出するか、確定拠出年金に拠出するかを従業員本人が毎年選択するような設計とすること

(4) 確定拠出年金に関する次の (ア) ~ (エ) の文章について、下線部分を下線を引いた正しい内容に改めたものを入力しなさい。(4 点)

(ア) 個人型年金加入者掛金の月額額は、3,000 円以上 500 円単位で加入者が決定する。

(イ) 企業型年金の資産管理機関が、確定給付企業年金が終了した場合における残余財産を受け入れる場合は、確定給付企業年金が終了した日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日に資産の移換の受け入れを行う。

(ウ) 企業型年金の年金たる障害給付金について、受給権者がその受給権を取得した日において 60 歳未満である場合の支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月 (請求日の属する月から起算して 3 月以内の月に限る。) から起算して 5 年以上 20 年以下とする必要がある。

(エ) 企業型年金規約で定めることで、企業型年金加入者が資格を喪失した日において 通算加入者等期間が 5 年以下である場合において、その者の個人別管理資産のうち事業主掛金に相当する部分の全部又は一部を事業主に返還する取扱いとすることができる。

(5) 公的年金に関する次の (ア) および (イ) の文章について、～ に適切な語句あるいは数値を入力しなさい。なお、数値は半角数字で入力すること。 (5点)

(ア) 年金積立金は、 の寄託を受けた が運用している。2025 年 4 月から適用されている基本ポートフォリオにおける資産構成割合は国内株式が %、外国株式が % である。

(イ) 令和 7 年 (2025 年) 6 月 20 日に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和 7 年法律第 7 4 号) において、以下の改正が行われた。

① 在職老齢年金制度の見直しにより、支給停止調整額が 年 4 月 1 日から 万円 (2024 年度価格) に引き上げられる。

② 段階的に標準報酬月額の上限が引き上げられ、最終的に、 年 9 月 1 日から 万円が上限となる。

(6) 次の(ア)～(エ)の文章について、～に適切な数値を入力しなさい。また、に適切な語句を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。なお、数値は半角数字で入力すること。(5点)

(ア) 国民年金基金の現行の掛金額の上限は月額 万円(個人型確定拠出年金の掛金との合算)であるが、令和6年(2024年)12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」によると、月額 万円に引き上げることとされた。

(イ) 特定退職金共済制度の掛金額の上限は被共済者1人あたり月額 万円である。

(ウ) Aさんは2025年6月に定年退職し、退職手当として1,000万円を受け取った。また、2023年には60歳到達により個人型確定拠出年金から老齢給付金(一時金)として500万円を受け取っている。

以下の条件において、Aさんの退職手当に係る退職所得額を計算すると、 万円である。

<条件>

- ・ 定年退職した会社での勤続年数は18年2ヵ月
- ・ 個人型年金加入者期間は10年3ヵ月(全期間で掛金拠出済み)
- ・ 会社の上社前に個人型年金のみに加入していた期間はなし
- ・ 勤続年数のうち役員等勤続年数はなし
- ・ 障害者になったことが退職の直接の原因でない

(エ) 以下の①から④のうち、正しいものをすべて挙げると、である。

【選択肢】

- ①国民年金基金に拠出した掛金は社会保険料控除の適用を受ける。
- ②個人型確定拠出年金に拠出した掛金は一般生命保険料控除の適用を受ける。
- ③確定拠出年金の障害給付金(年金)は雑所得として課税されるが、公的年金等控除の適用を受ける。
- ④厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金は全額非課税となる。

問題 2. (1) ~ (5) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。 (計 24 点)

(1) 確定給付企業年金に関し、次の (ア) ~ (エ) の設問に解答しなさい。 (10 点)

- (ア) 確定給付企業年金法第 4 1 条第 2 項第 2 号に係る脱退一時金の額は、老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金 (のうち、保証期間について支給する給付) の現価相当額を上回らないこととされるが、現価相当額の計算に使用する予定利率について簡潔に入力しなさい。(250 字以内)
- (イ) 確定給付企業年金法第 8 2 条の 2 第 4 項に規定する「その使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合」の内容を 3 つ簡潔に入力しなさい。なお、「当該移換に伴い減少する数理債務の額から当該移換に伴い減少する特別掛金額及び次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を償却するための特例掛金収入現価を控除した額」が「移換することに伴い減少する数理債務等の額」と定義済のものとして解答して構わない。(300 字以内)

○確定給付企業年金法

第八十二条の二 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。

(略)

- 4 第一項の規定による積立金の移換に伴いその使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合には、第二項の規定にかかわらず、その使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所については、当該移換加入者以外の加入者の同意を要しない。

(以下略)

- (ウ) 確定給付企業年金 (移換先確定給付企業年金) が、他の確定給付企業年金 (移換元確定給付企業年金) の加入者の資格を喪失した中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けた場合であって、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の一部を移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入する場合において、当該加入者期間に算入する期間の算定方法が満たすべき要件として、確定給付企業年金法施行規則第 8 9 条の 4 に定められている内容を 3 つ簡潔に入力しなさい。(300 字以内)
- (エ) 一定の勤続期間以上または一定の年齢以上若しくは一定の年齢以下の従業員のみを加入者とする場合において、少なくとも加入者としなければならない従業員の範囲として通知「確定給付

企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」に定められている内容を簡潔に入力しなさい。（250 字以内）

(2) 確定拠出年金に関し、次の(ア)～(ウ)の設問に解答しなさい。(6点)

- (ア) 企業型年金の事業主掛金を「定額」とする場合、事業主掛金額をどのような設計としなければならないか、通知「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」第12.「事業主掛金に関する事項」に定める事項を簡潔に入力しなさい。(250字以内)
- (イ) 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る個人別管理資産の移換に関して、事業主が資格喪失者に十分説明することとして通知「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に記載されているもののうち、移換の申出を行わず個人別管理資産が国民年金基金連合会に自動移換され連合会移換者となった場合の取扱いに関する内容を簡潔に入力しなさい。(250字以内)
- (ウ) 2026年以降に予定されている確定拠出年金の拠出限度額の改正について、次の設問に解答しなさい。
- (a) 令和7年(2025年)6月20日に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)における加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)の改正の内容を簡潔に入力しなさい。(100字以内)
- (b) 令和6年(2024年)12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」によると、企業型確定拠出年金(企業型DC)および個人型確定拠出年金(iDeCo)の2制度のみに加入している者について、以下の金額は改正前後でどのように変更となるか、それぞれ簡潔に入力しなさい。(100字以内)
- ・企業型DCの拠出限度額
 - ・企業型DCの事業主掛金額が月額3.0万円であり、加入者掛金の拠出を行っていない場合のiDeCoの拠出限度額

(3) 公的年金に関し、次の(ア)、(イ)の設問に解答しなさい。

(4 点)

(ア) 老齢厚生年金のうち、加給年金の支給要件を簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(イ) 令和 7 年(2025 年)6 月 20 日に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和 7 年法律第 7 4 号)において、遺族厚生年金の見直しが行われることとなった。配偶者(子はいないものとし、2028 年度末において 40 歳未満であるものとする。)に係る見直し後の支給期間について、簡潔に入力しなさい。なお、配偶者の性別や死亡時の配偶者の年齢に応じて支給期間が異なる場合には、その区分も含めて記載すること。また、所得や障害の状態により配慮が必要な方への措置(配慮措置)の内容については触れなくてよい。(250 字以内)

(4) 中小企業退職金共済制度に関し、次の設問に解答しなさい。

(2 点)

中小企業でなくなったことにより退職金共済契約が解除された際に生じた解約手当金について、一定の要件を満たせば確定給付企業年金制度に移換することができる。この解約手当金相当額を確定給付企業年金制度に移換するための一定の要件として、中小企業退職金共済法施行規則第 31 条の第 1 号に規定されている内容を簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(参考)

中小企業退職金共済法施行規則第 31 条には、解約手当金に相当する額の引き渡し先となる制度に応じて第 1 号から第 3 号（第 1 号：確定給付企業年金、第 2 号：企業型年金、第 3 号：特定退職金共済制度）までの規定があり、各号には各制度に解約手当金に相当する額を引き渡すための一定の要件がそれぞれ定められている。

(5) 税制に関し、次の設問に解答しなさい。

(2 点)

小規模企業共済制度の共済金（一時払い）、共済金（分割払い）、共済金（死亡）、準共済金および解約手当金の税法上の取扱い（所得税の場合は所得の種類とし、所得税以外の場合は税の種類とする。）について簡潔に入力しなさい。（150 字以内）

【第Ⅱ部】

問題 3. 次の(1)～(4)の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。(計 10 点)

<前提>

- ① X社・Y社はそれぞれX企業年金基金・Y企業年金基金を設立している。いずれも、リスク分担型企業年金ではない。
- ② 今般、X社のグループ会社でありX企業年金基金の1事業所であるA社は、Y社に譲渡され、X社グループを離れることとなった。
- ③ 上記に伴い、X企業年金基金は、A社の全ての加入者の給付の支給に関する権利義務の移転をY企業年金基金に申し出る予定である。
- ④ なお現在、A社を含めX企業年金基金に受給権者はおらず、権利義務移転の日までに発生しない前提とする。

(1) X企業年金基金による、A社加入者の給付の支給に関する権利義務の移転にかかる手続き(X企業年金基金において必要な議決・同意とA社において必要な同意)について入力しなさい。なお、権利義務の移転にあたり、給付減額には該当しないものとする。(300字以内)

(2点)

(2) X企業年金基金の積立金のうち、A社相当部分の積立金(Y企業年金基金への移換金)の計算方法について入力しなさい。(300字以内)

(2点)

(3) A社は企業型の確定拠出年金制度も実施しており、拠出限度額に関する経過措置を適用している。X企業年金基金からY企業年金基金への権利義務移転に伴う当該経過措置の継続可否について、権利義務移転後のA社の給付設計を「(a) X企業年金基金のままとする場合」と「(b) Y企業年金基金に合わせて変更する場合(軽微な変更の範囲内でないものとする)」のそれぞれについて、入力しなさい。なお、A社の企業型の確定拠出年金制度は変更しないものとする。(100字以内)

(2点)

(4) X企業年金基金とY企業年金基金は、給付利率(退職から支給までの繰り下げ・据え置き期間中の付利利率、一時金を年金に換算する際に用いる利率をいう。以下同じ。)のみが以下の通り異なっており、退職時までの給付設計(退職時の一時金給付額・選択一時金額)や年金支給期間等を含むその他の給付設計は全て同一とする。また、過去5年間、金利・物価が徐々に上昇しており、今後もこの傾向が継続する可能性が高いと見込まれている。この前提のもと、(a)～(c)の設問に解答しなさい。

(4点)

【給付利率】

X 企業年金基金：10 年国債利回りの 1 年平均（上限なし、下限 0.0%）、1 年ごとに改定
権利義務移転の財政計算および権利義務移転日に適用される利率は 1.0%

Y 企業年金基金：1.0%（固定利率）

(a) 権利義務承継時に A 社の給付設計を Y 企業年金基金に合わせることは給付減額に該当するか
について、理由も含めて簡潔に入力しなさい（150 字以内）

(b) Y 企業年金基金の給付設計に合わせて、A 社の給付額は変更前制度（X 企業年金基金）
と比較してどのように変化するかについて、簡潔に入力しなさい（150 字以内）

(c) 上記を踏まえ、金利・物価上昇局面における A 社以外も含めた Y 企業年金基金の給付設計に
ついて、アクチュアリーとしてのアドバイスを入力しなさい。（300 字以内）

問題 4. (1)、(2) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。 (計 40 点)

(1) リスク分担型企業年金は、2017 年 1 月の政省令等の改正により導入可能となったが、2024 年 4 月時点で承認（認可）された規約（基金）数は 23 件（厚生労働省ホームページより）とその普及は限定的である。リスク分担型企業年金の普及について、次の（ア）および（イ）の設問に解答しなさい。なお、解答にあたっては退職給付会計に関する内容は除くこと。

(20 点)

(ア) ある確定給付企業年金の制度では、運用実績が好調で剰余金が増加していることを受け、加入者等への還元のために給付増額を検討している。この制度において、給付増額を行うためにリスク分担型企業年金を活用することの制度設計上のメリットおよびデメリットについてまとめ、入力しなさい。(1,000 字以内)

(イ) リスク分担型企業年金の普及に寄与するような具体的な方策およびそのように考える理由について所見を入力しなさい。なお、解答にあたって、(ア) の観点に限定する必要はない。(2,000 字以内)

- (2) 近年、従業員を資源（コスト）ではなく、企業価値向上のための資本（投資対象）と位置付ける「人的資本経営」の考えが広がっており、「人的資本経営」においては、従業員の成長、人材の定着や獲得、エンゲージメント向上を目的とした施策が重視されている。確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度において、このような「人的資本経営」に資するためにどのような制度設計・制度運営が考えられるか所見を入力しなさい。なお、法改正が必要な部分があれば、その内容も入力しなさい。(2,500 字以内)

(20 点)

以上